

◎新潟県告示第988号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定施術者等を次のとおり指定した。

令和4年9月27日

新潟県知事 花 角 英 世

氏 名	住 所 (開設者の場合は施術所等の名称及び所在地)	指定年月日
浅野 修	西蒲原郡弥彦村大字矢作246-10	令和4年6月21日
金真 智也	燕市吉田鴻巣106-7 ハピネスA102号	令和4年6月13日
長澤 弘樹	上越市大和5-26-11-C301 シャインピークス上越妙高	令和4年6月9日
清野 久美子	新発田市東新町1丁目10-3	令和4年6月21日
川上 英世	小千谷市大字川井3386-2	令和4年7月25日